コーポレート・ガバナンス



環境変化の激しい半導体産業にあって、当社は、経営の透明性を確保し、また変化に迅速に対応して意思決定が適正かつ速やかになされるべく、必要な施策を講じるとともに、コンプライアンスを最重要視し、企業価値の向上、発展を目指してまいります。

※詳細につきましては、当社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご覧ください。

https://www.shinko.co.jp/corporate/governance/

コーポレート・ガバナンス体制

体制の概要

当社は、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」であり、監査等委員である取締役を含めた取締役会による職務執行の監督ならびに監査等委員会による監査等を基軸とする監査・監督体制としています。当社は経営の透明性を確保し、業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、社外取締役を3名選任しています。また、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しています。これらの体制のもと、コーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業経営の効率化をはかっています。

■取締役会

取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項 ならびに経営に関する重要事項の決定および執行状況 を監督する機関として、定時取締役会を原則として毎 月1回開催し、必要に応じて、随時、臨時取締役会を 開催しています。取締役会は、代表取締役会長を議長 とし、監査等委員でない取締役5名、監査等委員であ る取締役3名で構成されています。

※当社は、取締役会の実効性を分析・評価するため、 取締役全員に対し、毎年、取締役会の構成・運営面 についてアンケートを実施し、取締役会の実効性向 上をはかっています。

■監査等委員会

監査等委員会は、監査方針および監査計画に基づく業務および財産の状況の調査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議への各監査等委員の出席や、監査等委員でない取締役、執行役員および内部監査部門等からの報告などを通じて、取締役等の職務執行を監査しています。監査等委員会は、常勤監査等委員1名およ

び社外取締役である監査等委員2名の3名で構成されています。なお、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置しています。

■経営会議

経営会議は、経営上の重要案件および課題について検討、審議、報告および進捗管理を行い、経営層による自由闊達な議論を行うことを目的として、おおむね月3回開催しています。経営会議は、代表取締役、執行役員を兼務する取締役および事業・営業・経理部門等を担当する執行役員で構成されています。

■執行役員会議

執行役員会議は、各部門およびグループ会社の状況、 コンプライアンスやリスク管理に関する取り組み状況を はじめ、経営全般に関する審議、報告を目的として毎 月開催しています。執行役員会議は、代表取締役社長 を議長とし、すべての執行役員で構成されています。

このほか、損益・営業・生産・開発等の状況について、 担当執行役員および関係各部門管理職等が参加・構成する会議等を定期的かつ必要に応じて随時開催することな どにより、速やかな状況把握のもと対応等の検討を行い、 経営判断に反映させるなど、環境変化の激しい半導体市 場に柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えています。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の 充実をはかることを目的として、2021年度において、独 立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置 いたしました。本指名・報酬委員会は、取締役の指名・ 報酬等に関する事項について審議し、取締役会に答申す ることを役割としています。

社外取締役

当社の社外取締役は3名で、監査等委員でない取締役1 名および監査等委員である取締役2名です。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準として、「社外取締役の独立性判断基準」を定めていま

すが、社外取締役3名はこの基準の要件を満たしていま す。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として指定し、同取引所に届け出ています。

内部監査・会計監査体制

当社の内部監査部門である監査室は、当社における業務 全般について、制度および業務の遂行状況を検討・評価 することによって各業務が適切かつ効率的に実施される ことに寄与するため、「内部監査規程」に基づき、内部監 査を実施しています。監査室は、監査等委員会の監査が 実効的に行われるよう、内部監査の計画およびその結果 について、定期的に、また随時に監査等委員会に報告し、 また、監査等委員会から当該報告に対して追加の監査や 調査等の指示を受けた場合、優先して対応をはかります。 経営管理部門は、監査室に対し、必要に応じて報告およ び資料等の提出を行い、これらの監査が適切に実施され

るよう協力しています。

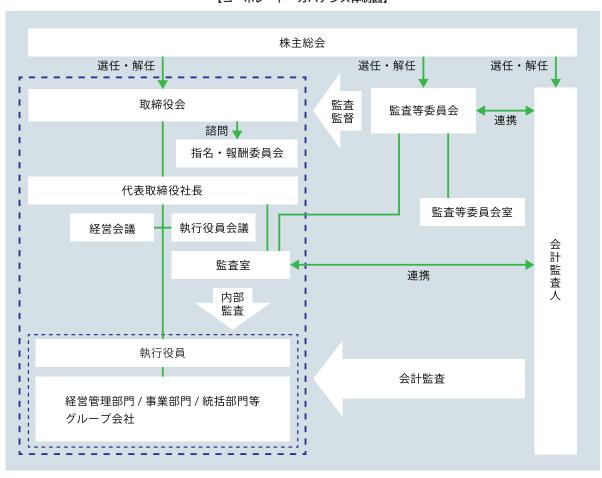
また、会計監査人にはEY新日本有限責任監査法人を選 任し、会計監査および四半期レビューならびに内部統制 監査を受けています。

役員報酬について

(役員報酬決定にあたっての方針と手続

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の 内容に係る決定方針を決議しています。当社においては、 2016年6月28日開催の第81回定時株主総会にて、取締 役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は年額2億 50百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年 額60百万円以内として承認決議されています。当該決議 時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は 5名、監査等委員である取締役の員数は3名でした。なお、 取締役(監査等委員である取締役および監査等委員でな

【コーポレート・ガバナンス体制図】



い社外取締役を除く)に支給する賞与は、当該承認決議 された報酬額とは別個に定時株主総会においてその支給 総額を役員賞与支給議案として上程し、承認決議を経て 支給しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の個人別の報酬等は、取締役(監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く)の報酬については、外部調査機関による役員報酬調査データの同業他社の一定水準を基礎とし、職責・役位に応じて支給される基本報酬(固定報酬)と、経営における重要指標の達成度合いに応じて支給する業績連動報酬から構成しています。基本報酬と業績連動報酬の割合については、5:5としています。なお、業績連動報酬は、基本報酬とともに支給する業績連動分と、定時株主総会において役員賞与支給議案を上程し、承認決議の後に支給する賞与によって構成しています。

監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役については、業務執行より独立した立場であることから、その職務に鑑み、外部調査機関による役員報酬調査データの同業他社の一定水準を基礎とする固定報酬をもって支給することとしています。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の基本報酬および基本報酬とともに支給する業績連動分は、本方針に基づいて算定し、あらかじめ社外取締役が過半数を占める監査等委員会において検討および意見決定を経た後、取締役会決議をもって支給します。また、個人別の賞与支給額は、本方針に基づいて算定し、あらかじめ監査等委員会において検討および意見決定を経た後、定時株主総会においてその支給総額を役員賞与支給議案として上程し、承認決議を経て、取締役会決議をもって支給します。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員会において定める内規に基づき、所定の算定方法に基づく監査等委員の協議により決定し、支給します。

業績連動報酬の額は、経営における収益性・資本効率性 を測る重要な指標として主に当社のROEを基礎として算 定することとしており、業績連動報酬は、その実績に基 づく達成度合いに応じて支給します。2020年度における 取締役(監査等委員である取締役および監査等委員でな い社外取締役を除く)の報酬の算定に係るROEは5%を基準とし、その実績につきましては12.3%となりました。 なお、2021年度において指名・報酬委員会を設置したことに伴い、本方針についてはあらためて変更決議を行う 予定です。

取締役の報酬等の額(2020年度)

区分	支給人員	支給額
監査等委員でない取締役	5名	216百万円
(うち社外取締役)	(1名)	(4百万円)
監査等委員である取締役	4名	37百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(12百万円)
合計	9名	253百万円

※上記支給人員および支給額には、2020年6月24日開催の第 85回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員で ある取締役1名を含んでいます。